

No.703

広報

平成18年
(2006年) 1月15日

さ

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

市の人口と世帯数(平成18年1月1日現在)			
区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
人口	男 29,966	1,085	31,051
	女 29,312	1,213	30,525
計	59,278	2,298	61,576
世帯数	27,175	1,237	28,412

今号の主な内容	確定申告の無料相談 2面
	交通災害共済に加入しましょう 4面
	家庭菜園の利用者募集 4面
	公立保育園の民営化を推進 6面
	嘱託職員を募集 6面
	第14回ふっさ女と男のフォーラム 7面
	保健ガイド 8面

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

所得税、市・都民税の申告はお早めに!

※2面に確定申告の相談会について掲載しています。

相談日	会場	受付時間	受付担当 税務署 税理士 市職員
1日(水)・2日(木)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○
3日(金)・6日(月)・7日(火) ※税務署出張相談	商工会館 3階	9:30~11:30,13:00~15:00	◎ ◎ ○
8日(水)~15日(水)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○
9日(木)~11日(土) ※税理士会無料相談	福生駅 プチギャラリー3階	10:30~12:30,13:30~16:30 対象は給与収入・年金収入の方	○
16日(木)~28日(火) ※税理士会無料相談	商工会館 3階	9:00~11:30,13:00~15:30	◎ ○
19日(日)・26日(日) ※青梅税務署特別開庁	青梅税務署	8:30~11:30,13:00~16:00	○
3月 1日(水)~15日(水)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○

- 商工会館会場での受付は土曜・日曜・祝日は除きます。
- 水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り、市・都民税申告書のみ、市役所2階課税課市民税係で受付します。(確定申告の相談・受付はできません。)
- 事業所得者の方は収支内訳書を記入のうえお越しください。
- 住宅借入金等特別控除を始めて申告する方、譲渡所得、贈与税・消費税等、また、相談内容が複雑な方は青梅税務署でご相談ください。

所得税(国税)の確定申告・還付申告、市・都民税の申告受付が2月1日から始まります



1 平成18年1月1日現在、福生市に住所のある方で
から福生市に給与支払報告書の
①給与所得だけの方で、勤務先
②事業・不動産・配当・年金・雑等
の所得(所得金額の多少にかか
わらず)があつた方で確定申告
する必要のない方※次の方も含
みます。①給与所得以外の所得
がある場合20万円以下でも必要
です。②所得で申告不要を選

択した非上場株式に係る配当所
の所得(所得金額の多少にかか
わらず)があつた方(勤務先の給
与担当者に確認してください。)
③源泉徴収票や支払者の証明書など、平成17年中の収入が
明らかになる資料。

④年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されて
いる平成17年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。
⑤生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の
控除証明書、医療費などの領収書等。

※医療費控除の方→「医療費の明細書」(医療を受けた人ご
とに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式自
由)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。

⑥社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料
等を支払ったもの)。国民健康保険税は、市役所で証明を受
けてお持ちください。また、国民年金保険料・国民年金基金に
ついては、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお
持ちください。

⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、
精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等。

⑧配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合
は、配偶者の収入が明らかになるもの。

申告が必要な方

1 平成17年分所得税確定申告書
を税務署へ提出する方

2 平成17年中の所得が給与だけ
の扶養親族にもなっていない
方(勤務先の給与担当者に確認
してください)。

申告が必要ない方

1 平成17年分所得税確定申告書
を税務署へ提出する方

2 平成17年中の所得が給与だけ
の扶養親族にもなっていない
方(勤務先の給与担当者に確認
してください)。

申告をしてください。

◆次の相談は青梅税務署へ

申告をしてください。

</div